

## 新潟県条例第43号

新潟県漁港管理条例の一部を改正する条例

新潟県漁港管理条例（昭和33年新潟県条例第25号）の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後				改 正 前					
別表第1 (第14条関係)				別表第1 (第14条関係)					
区分	算定の基礎	占用料の額		区分	算定の基礎	占用料の額			
		漁業関係者	漁業関係者以外の者			漁業関係者	漁業関係者以外の者		
1 工作物を設置する場合 (3又は4に該当する場合を除く。)	(略)	110円	160円	1 工作物を設置する場合 (3又は4に該当する場合を除く。)	(略)	100円	140円		
2 工作物を設置しない場合	(略)	(略)	12円	2 工作物を設置しない場合	(略)	(略)	11円		
(略)				(略)					
備考 (略)									
別表第2 (第14条の2関係)				別表第2 (第14条の2関係)					
(1) 土砂採取料				(1) 土砂採取料					
区分		算定の基礎	土砂採取料の額	区分		算定の基礎	土砂採取料の額		
砂 利		(略)	220円	砂 利		(略)	195円		
かき込み砂利			200円	かき込み砂利			175円		
土 砂			170円	土 砂			150円		
石	長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの	(略)	200円	長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの	(略)	(略)	175円		
	長径30センチメートル以上45センチメートル未満のもの	(略)	75円	長径30センチメートル以上45センチメートル未満のもの	(略)		65円		
	長径45センチメートル以上60センチメートル未満のもの		150円	長径45センチメートル以上60センチメートル未満のもの			130円		
	長径60センチメートル以上90センチメートル未満のもの		4,500円	長径60センチメートル以上90センチメートル未満のもの			3,940円		
	長径90センチメートル以上120センチメートル未満のもの		9,015円	長径90センチメートル以上120センチメートル未満のもの			7,895円		

	長径120センチ メートル以上 のもの	<u>9,015円</u> に長径 が120センチメ ートルを超える 15センチメート ルまでごとに <u>901円</u> を加算し た額		長径120センチ メートル以上 のもの	<u>7,895円</u> に長径 が120センチメ ートルを超える 15センチメート ルまでごとに <u>789円</u> を加算し た額
備考 (略) (2) (略)			備考 (略) (2) (略)		

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後における占用に係る占用料及び採取に係る土砂採取料について適用し、同日前における占用に係る占用料及び採取に係る土砂採取料については、なお従前の例による。